

## 家畜衛生広報

飯田家畜保健衛生所

飯伊家畜畜産物衛生指導協会

Tel 0265-53-0439, 0440 Fax 0265-53-0441

E-mail iidakachiku@pref.nagano.lg.jp http://www.pref.nagano.lg.jp/iidakachiku/

小規模家きん飼養者様へ

当面の間、この点検は 毎月実施予定です。

①以下の3項目(飼養衛生管理基準)の自己点検をお願いします。

鳥インフルエンザ発生予防のため**自己点検**のお願いです!

②自己点検の結果について、家畜保健衛生所まで Web 回答、電話もしくは別紙により郵送又はFAXでご報告ください。

締切:令和6年10月7日(月)必着

Web 回答は こちらから

**飯田家畜保健衛生所** 電話:0265-53-0440

FAX: 0 2 6 5 - 5 3 - 0 4 4 1

郵送先:〒395-0034 飯田市追手町2-678



以下の3項目について自己点検して頂き、ご報告をお願いします。



## 飼養衛生管理基準とは

家きん(ペットを含む:鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)を飼養する**全ての所有者**は、家畜伝染病予防法に規定されている「飼養衛生管理基準」を遵守する義務があります。高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病から家きんを守るための衛生管理の方法です。

農林水産省 飼養衛生管理基準

検索

令和5年シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、**10 県 11 事例**が確認され、 過去最多の発生となった令和4年シーズンから大幅に減少しました。しかし、**野鳥** では 156 事例が確認され、国内には多くのウイルスが存在していました。また、 世界的に高病原性鳥インフルエンザの流行が続いており、**今シーズンにおいても、** 厳重な警戒が必要です!

ひとたび高病原性鳥インフルエンザが発生すると、発生農家にとどまらず、周辺 地域、ひいては、国内の養鶏業界全体に大きな影響をもたらします。

ご自分の家きんのみならず、地域の養鶏業を感染から守るためにも、 飼養衛生管理基準を遵守しましょう!

## 高病原性鳥インフルエンザについて

- ①高病原性鳥インフルエンザは、 鳥インフルエンザウイルスの中でも、 特に鶏に病気を起こす力が強いウイ ルスにより起こる病気です。
- ②このウイルスは渡り鳥により国内へ持ち込まれ、これらのウイルスを含む糞などを様々な野鳥や野生動物(ネズミなど)等が媒介し、地域の汚染が拡大します。



高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染し、 元気をなくしている鶏

- ③**人の手指や靴底、車両、野生動物などを介して**、家きん舎等に持ち込まれる可能性があります。
- ④このウイルスに感染すると、多くの場合、元気がなくなり(写真)、死亡する場合があります。
- ▶ 鶏に元気がない場合やほぼ同時期に複数羽が死ぬ場合は、すぐに獣医さん (家畜保健衛生所、動物病院)に相談して、治療や指示などを受けましょう。

**別紙:**飯田家畜保健衛生所行き FAX:0265-53-0441

## 下表にご記入の上、ご報告願います。

(FAX 番号はお間違えが無いようにご注意ください。)

氏名	
住所	
電話番号	
実施している 場合又は該当が ない場合は <b>〇印</b>	1. 鶏などの世話をする前後は、手洗い・消毒をする。
を、	2. 鶏舎に入る時は、専用衣服と専用靴に履替える。
実施していない 場合は <b>×印</b> をお 願いします。	3. 鶏舎に野生動物(野鳥、ネズミ等)が入らないよう 防鳥ネット等で侵入防止対策を実施する。
ご不明点が ありましたら ご記入ください	